【リレーコラム・世相を斬る】

外部監査の導入を！

江東区議会議員

阿部悠逸

官官接待やカラ出張問題の発覚が、行政への信頼を著しく低下させていますが、本来、その様な不正を監視するはずの監査委員は、その殆どが、公務員ＯＢや、与党議員から選任されています。身内に甘くなるのは仕方ないのでしょうか？　そこで私は、外部監査制度の導入を目指して活動をしています。

以下に、私の区議会代表質問議事録をご紹介申し上げますので、ご意見を頂ければ幸いです。

☆

阿部議員質問：本年（1997年）５月の国会において、一部の地方自治体に、外部監査制度を新たに導入する事と、現行の監査委員制度の改革が盛り込まれた、改正地方自治法が成立しました。

外部監査とは、従来の監査委員による監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士など、監査に関する実務に精通している者で、地方自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた見識を有する者と、自治体が契約を交わして監査を委託するものです。

外部監査契約には、住民や、議会からの監査請求、あるいは、地方自治体の首長からの監査要求に応じて、臨時的に監査を行う個別外部監査契約と、事務処理の効率性や、組織運営の合理化、規模の適正化などについて、毎年監査を行う、包括外部監査契約があります。

都道府県、政令指定都市、中核市については、包括外部監査契約による監査が義務付けられ、それ以外の市区町村については、条例を定める事によって、契約に基づく監査を受けることが可能となりました。

一方、改正地方自治法では、現行の監査委員制度について、いわゆるＯＢ制限を設けるとともに、監査結果報告に基づいて、改善などの措置を講じた場合は、これを監査委員に通知し、監査委員は、それを公表する事を義務付けています。

一般の企業場合、商法で定められた監査役の他、商法特例法では、資本金５億円以上、または、負債総額が２００億円以上に上る株式会社には、外部監査人による監査が義務付けられています。

また、民間企業の内、資本金、負債がともに、特例法の規定額未満の中小企業においても、株主や、債権者に対する情報公開に熱心で、企業内部の透明性の確保や、効率性を重視した経営を目指す先進的な企業では、法律で義務付けられていないにも拘わらず、積極的に外部監査を受け入れています。

本区における、現行の監査委員には、実務に精通した見識の高い方々が選ばれている事は、重々承知しています。

しかし、区長が議会の同意を得て選任する監査委員と、契約に基づいて、外部から客観的かつ、専門的な視点で監査する外部監査人とが、相互に補完しつつ、区民の立場で、業務を監視し、提言してくれれば、室楠区政の効率性、合理性に、区民は一層の信頼を寄せられるのではないでしょうか。

行財政改革に積極的に取り組んでいる本区において、政令指定都市や、中核市以外の、市区町村に先駆けて、包括外部監査契約に基づく監査を受けるべく、条例化の方向で検討する事が望まれますが、如何でしょうか。

区長答弁：議会と協議を重ねつつ、導入に向けて積極的に検討したい。

【皆さんからの投稿をお待ちしております】

1)１編２０００字以内。
　これ以上の寄稿は事務局にご相談ください。
2)内容は、本会報として相応しいと思われるものであれば自由です。
3)締切は毎月末日とします。
4)寄稿された原稿は原則として本会報に掲載しますが紙数の関係で割愛する場合もあります。
5)原稿には、氏名／住所／TEL／FAX／NIFTY-ID等を記入ください。
6)原稿送付先：会報事務局・杉原健児
〒182東京都調布市柴崎2-13-3ﾂﾂｼﾞｶﾞ丘ﾊｲﾑC509
TEL&FAX 0424-86-6497　NIFTY-ID GEF03673